

お客さまへのお知らせ方法について

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」について、燃料費調整単価から軽減単価を差し引いた金額に基づき電気料金を算定することから、当社からお客さまへ以下のとおりハガキ等でお知らせする内容において表示する「燃料費調整単価」は、本特別措置適用後（低圧：▲7.00円/kWh、高圧：▲3.50円/kWhを反映後）の単価をお知らせいたします。

さらに、本特別措置が適用されていることを明示してお知らせするため、以下のとおり、「燃料費調整額は、国による電気料金軽減措置が含まれている」旨をお知らせすることとしております。

なお、お支払方法によりお客さまへお知らせする様式が異なりますが、いずれの様式においても軽減単価を差し引いた燃料費調整単価をもとに燃料費調整額を算出・記載いたします。

【低圧でご契約のお客さまへのお知らせイメージ】

(検針ハガキでのお知らせ)

「電気ご使用量のお知らせ」へは、軽減単価（低圧の場合7.00円/kWh）を差し引いた燃料費調整単価を表示いたします。

軽減単価を差し引いた燃料費調整単価をもとに燃料費調整額を算出・記載いたします。

裏面の「電気ご使用量のお知らせ」もご覧ください。

本特別措置に係る注釈を記載いたします。

約款等の変更および契約期間の更新について

- 約款等の変更について
 - 当社は、経済産業大臣に2023年4月1日からの規制料金の値上げを申請いたしました。
 - これ併せて、自由料金についても料金値上げを予定しており、これに併せて「低圧電気標準約款」「低圧電気供給実施要綱」「選択約款」「電気標準約款【低圧】」「電気供給実施要綱【低圧】」を変更いたします（2023年4月1日実施予定）。
 - 電気料金値上げや約款等の変更に関する詳細は、当社ホームページよりご確認ください。
【当社ホームページ】 <https://www.tohoku-epco.co.jp>
- 契約期間の更新について
 - 自由料金（上記1に記載の約款等に定める料金プラン）でご契約のお客さまについては、ご契約期間満了日が本年3月31日となっております。ご契約期間満了に先立って、お客さまから変更等のお申出が無い場合は、上記1で変更する約款等の条件で1年間契約を更新いたします。
 - 更新後のご契約期間は2023年4月1日から2024年3月31日までとなります。
 - なお、契約期間の更新後、規制料金の値上げ申請に係わる審査・認可状況等を踏まえて、約款等の内容を再度変更いたします。

東北電力株式会社（小売事業者登録番号：A0268）
宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号

※離島等供給約款【低圧用】の対象となるお客さまは本お知らせの対象外です。

電気・ガス価格激変緩和対策について

2023年1月使用分（2月分）からの電気料金に係る燃料費調整額には、国による電気料金軽減措置（使用量×低圧契約：-7円00銭/kWh、高圧契約：-3円50銭/kWh）を含んでいます。定額制のご契約など、詳細は当社ホームページをご覧ください。

【高圧でご契約のお客さまへのお知らせイメージ】

(口座振替のお客さまの例：電気ご使用量のお知らせへの記載イメージ)

年月日
 東北電力(株) 営業所

様

いつも電気をご利用いただきありがとうございます。
 月 日 の検針結果をお知らせいたします。

電気ご使用量のお知らせ

ご契約名称 ご使用場所 お客さま番号 供給地点特定番号 契約種別	様 契約電力 kW
--	------------------------------

年月分のご使用内容	kW	ご使用期間	kW	kW	kVarh
他季昼間使用電力量	kWh	当月最大需要電力			
夏季昼間使用電力量	kWh	有効電力量			
ピーク使用電力量	kWh	無効電力量			
夜間使用電力量	kWh				
力率	%				

	月分	月分	円	銭	円	銭
燃料費調整単価 (1kWhあたり)						
再生エネルギー賦課金単価 (1kWhあたり)						

「電気ご使用量のお知らせ」へは、軽減単価（高圧の場合▲ 3.50円/kWh）を差し引いた燃料費調整単価を表示いたします。

次回の検針は、 月 日 に実施いたします。



